

条例等検討分科会 具体的検討項目 検討の経過

1. 事務局体制の強化・充実について（協議・検討回数 3 回）

①【令和元年 8 月 26 日】

⇒資料 2 の説明及び委員からの意見の確認を行った。次回、問題点の洗い出しを行い、事務局・議員の立場から、どういったところに課題があるのかを整理し、協議を進めていくことが確認された。

【発言】

- ・楠木委員「これから議員の政策立案能力を高めていくために、事務局に法務担当職員がいるとサポートしてもらえてありがたい」
 - ・世古委員「人数が多ければ事務局が強化されるという問題ではない。どういう観点で議論をしていくのがよいのか」
- ⇒会長回答「事務局から見た課題、議員から見た課題を考えていって、それに対してどうしていくかについて議論を進めていくことになる」
- ・中村委員「強化というと増員するということになる。しかし、他市の体制を見ると本市が極めて少ない人数ではないため、なかなか要求はしにくい。議員のレベルを上げて事務局の負担を減らすのが強化につながるのでは」

②【令和元年 10 月 21 日】

⇒会長から、前回議員及び議会事務局職員の目線で課題・問題点を抽出することが確認されていたことを説明、委員から以下の発言があり、協議の結果、次回以降も継続して協議していくことが確認された。

【発言】

- ・楠木委員「政策立案能力を優先させていかななくてはいけない。従来のように担当部署に協力してもらって活動を進めるのか、事務局の中に専門的な人材を配置するのか、どちらの方向でいくのか、方向性を決める必要がある」
- ・世古委員「これだけの仕事があるので、事務局に何人必要というのは、明確にはあらわしにくい。ただ、おおまかにそのあたりがわからないことには、話が前に進まない」
- ・小山委員「議会は当局の下請機関ではなく、事務局職員の任命権は議長にある。当局に頼らず、プロパー職員を入れるとか、再雇用といった人材を確保すればよい」
- ・中村委員「人数は他市議会と比べても妥当な規模となっている。事務局がどういうことで困っているかわからない。最初から体制をつくって、結果的に政策が何も出てこなかったら問題がある。議員の質を上げるのが先では」
- ・福井副会長「何をするかによって、必要なことが違ってくる。今から体制をつくっていくことは早計ではないか」
- ・中山議長「事務局の体制強化は我々議員がやっていくことであり、事務局に尋ねる問題ではない」

③【令和元年 11 月 18 日】

⇒会長から、前回までの協議内容の確認、また前身の議会改革特別委員会時代の中間報告として以下のとおり報告されていたことを説明、残された課題として、「外部の専門的機関等との連携」及び「政務活動費の管理等の役割分担の整理」があることが説明された。これからの対応について委員からの意見を確認し、協議の結果、次回以降も継続して協議していくことが確認された。

【発言】

- ・中村委員「政務活動費の管理について、事務局に頼りすぎているが間違いが起きない仕組みになっている。これを生かしながら検討していけばよい」「事務局サイド・議員サイドでできることの項目がチェックできる資料をつくってもらえれば終局に向うのでは」
- ・世古委員「法務的職員を配置するかどうかという議論をしてはどうか」「政務活動費は今までどおりとし、議論しなくてよいのでは」
- ・世古口委員「人材を部外から部内から持ってくるのか。私は部外から持ってくるべきと考えているが、ケース・バイ・ケースで考えていくべき」
- ・楠木委員「政務活動費に関しては全国的に不正支出等の問題が発生している。本市については事務局が管理していることで不正が出ない。この問題については事務局で御苦労願いたい。また、法務能力を持った職員の配置については、これまでに議会として政策立案等をしていないため、必要があれば外部に委託し、活動が活発になってきたら常設していけばよいのでは」「物品の購入等を事務局に依頼することで負担がかかっているケースがある。項目を整理してはどうか」
- ・辻委員「専門的知見について、専属で職員を置くのは難しい。政務活動費については、当初は会派で管理していく話があったが、できれば事務局で管理してほしい」
- ・藤原委員「会議の際、短いものについてはお茶を出さない等の細かい点を考えるべきでは。また、どの世界でもお金のことは人から言われる。政務活動費については、事務局が間に入ってもらわなければならない」

【議会改革特別委員会 平成 25 年 2 月 25 日 中間報告 一部抜粋】

「議会の 3 つの機能（政策形成機能、監視機能、利害調整機能）を発揮していくため、議員と議会事務局がそれぞれの役割をしっかりと認識し、共に能力の向上を図っていくことを確認するとともに、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図っていくため、職員の人事異動に関しての市長との十分な調整、市全体での人材育成などに取り組むべきとし、その対応を議長に委ねることとしました。

また、専門的知見の活用制度など、外部の専門的機関等との連携等を考えていくこととしました。

なお、本来議員がみずから行うべきものは議員が行うべきであるとの考えから、委員会の視察報告書の作成、政務調査費の管理等について段階的に議会事務局との業務分担の整理を進めることとしました。」

2. 伊勢市議会議員政治倫理条例について（関係企業の契約への関与禁止） （協議・検討回数 2 回）

①【令和元年 10 月 21 日】

⇒会長より、9 月 18 日の各派代表者会議において、「伊勢市と議員が運営する企業との契約は法律違反ではないか、また議員が無断欠勤をしているのではないか」との内容の投書が各議員にあり、本件について調査会が設置されており、調査会において専門家へ問い合わせたところ、地方自治法及び議員政治倫理条例に抵触しないとの回答を得ており、議員が関連する企業との請負契約または議員の入札参加をどう扱うか本分科会へ検討の要請があった旨の説明がされた。また、県内には議員政治倫理条例等において本件について関与を禁止しているところもあり、本市においては、議員政治倫理条例に規定しても直ちに適用するのではなく、次回の改選後の議員から適用するような形をとるべきではないかと考えている旨の説明があわせてされた。協議の結果、議員政治倫理条例に規定する方向で次回改めて協議することが確認された。

②【令和元年 11 月 18 日】

⇒前回の協議をもとに作成した資料 2 について、事務局から説明があった後、委員からの意見を確認したところ、以下の発言（改正内容に一部異論）があったため、諮ったところ、条例を改正することは承認され、改正内容については、会派に持ち帰り、次回再度協議することが確認された。

【発言】

- ・小山委員「特定の議員をターゲットとした条例改正となっているのでは。また、議員本人が社長なり経営者をしている場合は、契約に関われないのは当たり前であるが、法的に問題のない親族まで制限するのはいかななものか。この文章では賛同できない」
- ・中村委員「他市では『20 万円以上の契約については辞退する』としているところがある。そういった資料を事務局で準備してもらいたい」
- ・藤原委員「市との関わりのある経営者の子供なんかが議員には立候補できなくなる」

3. 議長任期について（協議・検討回数 1 回）

①【令和元年 11 月 18 日】

⇒事務局から資料 3 について説明、会長から補足として本件が検討項目として取り扱うようになった経緯を説明された後、本日は資料の確認のみとし、次回協議することが確認された。